

# 甲第112号証

令和2年特(わ) 第858号等

## 公判期日取消決定

被 告 人 大川原化工機株式会社、大川原 正明、島田 順司

被告人らに対する外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反被告事件について、当裁判所は、職権により、次のとおり決定する。

### 主 文

令和3年8月3日午後1時30分及び同年8月5日午前10時00分の各公判期日を取り消す。

令和3年8月2日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判長裁判官 平 出 喜



裁判官 須 田 雄



裁判官 赤 瀬 柚



8/3 11:00

公判期日も  
取り消されります。

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 長谷川 健 夫

